

検査の実施に関するQ & A

平成24年 月 日

福島県立医科大学

放射線医学県民健康管理センター

目次

1 検査の概要に関すること

- 1 なぜこの検査が必要なのか？
- 2 本県における検査対象者は何人か？
- 3 検査のスケジュールはどうなっているか？
- 4 県外検査実施機関においても、今後2年ごと、5年後との検査も実施するの
か？
- 5 当施設以外の検査実施機関はどこか？

2 検査の実施内容に関すること

- 1 検査内容は超音波検査のみか？
- 2 検査者に特別な資格は必要か？
- 3 超音波検査に特別な機器は必要か？
- 4 血液検査及び尿検査の検査項目は何か？
- 5 穿刺吸引細胞診はどのような場合に実施するか？
- 6 対象者にはどのように検査日程等を周知、広報するのか？
- 7 福島県内で既に実施している検査では、1次検査終了者のうち、どの程度の
割合で2次検査を実施しているか？
- 8 2次検査は、当該受診者が1次検査を受診していない医療機関でも実施する
ことがあるか？

3 検査の結果に関すること

- 1 1次検査終了後、どのくらいの期間で結果が通知されるのか？
- 2 検査を実施した医療機関は、検査結果を知ることはできないのか？

4 検査実施後の対応に関すること

- 1 検査スケジュールでは、「20歳までは2年ごと、それ以降は5年ごとに検査
を行う」とあるが、対象者は検査をする医療機関を変更できるのか。
- 2 医療機関を変更する場合、紹介状は必要か？
- 3 検体、検査レポート、画像データはどのように送付するか？
- 4 当機関で検査レポートや画像データを保管することは可能か？

5 検査費用に関すること

- 1 検査費用は受診者が負担するのか？
- 2 受診者から交通費等を請求された場合は、どのように対応するのか？
- 3 福島医大が負担する検査費用は、一人あたりいくらか？
- 4 検査費用はどのように請求するのか？また、請求後どのくらいの期間で交付金が交付されるのか？
- 5 交付金は当機関に交付されるのか？検査者個人に交付されるのか？
- 6 検査終了後、機器等の故障によりデータが消失し、再検査が必要となった場合はどのように対応するのか？

6 その他

- 1 当施設のセキュリティポリシーにより、個人情報を含むデータのUSB等へのコピーは制限されるが、この場合はどうするのか？

1 検査の趣旨に関すること

Q 1 なぜこの検査が必要なのか？

A 東日本大震災に係る東京電力福島第一原子力発電所事故の影響を踏まえ、県民の安全・安心の確保を図ることを目的とした「県民健康管理調査」を実施しており、その調査において子どもたちの現時点での甲状腺の状態を把握するとともに、生涯にわたる健康を見守り、本人や保護者に安心していただくために実施しています。

Q 2 本県における検査対象者は何人か？

A 甲状腺検査対象者の都道府県別の避難者数は、平成 年 月現在、別紙「甲状腺検査対象者の都道府県別避難状況」のとおりです。

Q 3 検査のスケジュールはどうなっているか？

A 福島県内では、先行検査として平成 23 年 10 月から平成 24 年 3 月まで避難区域市町村（南相馬市、田村市、川俣町、広野町、楢葉町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村、伊達市）の対象者から順次検査を実施し、その後平成 24 年 5 月から平成 26 年 3 月までに、平成 23 年 3 月 18 日時点で環境放射線量の高かった市町村の順に実施する予定です。

また、平成 26 年 4 月以降は、本格検査として 20 歳までは 2 年ごと、それ以降は 5 年ごとに検査を行い、生涯にわたり県民の健康を見守る予定です。

県外検査実施機関においても、同様の順で実施していただきたいと考えております。

	H23.10~H24.3	H24.4	H24.5~H26.3
福島県内での検査実施	避難区域市町村		避難区域外市町村 ...
県外での検査実施			避難区域市町村 避難区域外市町村 ...

Q 4 県外検査実施機関においても、今後2年ごと、5年ごとの検査も実施するののか？

A 実施していただく予定です。検査の実施にあたり、福島県立医科大学（以下「福島医大」という。）と県外検査実施機関との間で協定を締結させていただく予定です。協定期間は平成26年3月31日までの見込みですが、引き続きご協力いただければ翌年度以降も更新をお願いしたいと考えております。

Q 5 当施設以外の検査実施機関はどこか？

A 甲状腺検査の参加を依頼している施設は113施設です。正式に協定を締結していただくまでは、具体的な名称をお答えするのは控えさせていただきます。
協定締結後、県外検査実施機関に対し、協定を締結した実施機関の一覧を送付させていただきます。

2 検査の実施内容に関すること

Q1 検査内容は超音波検査のみか？

A 福島県内では、まず一次検査として超音波検査を実施し、結節が5.1mm以上又は嚢胞が20.1mm以上の方を対象として二次検査を行います。二次検査の内容は、詳細な超音波検査、血液検査、尿検査、必要に応じて穿刺吸引細胞診を実施しています。

県外検査実施機関においても、同様に実施していただきたいと考えております。

なお、二次検査における検体の分析は福島医大の指定する検査機関において実施します。

Q2 検査者に特別な資格は必要か？

A 検査の質を担保するため、検査者には次の条件を付させていただきます。

(1) 一次検査

① 次のいずれかの学会の専門医又は専門技師であること。

医師	日本甲状腺学会、日本甲状腺外科学会、日本内分泌外科学会、日本小児内分泌学会、日本超音波医学会
技師	日本超音波検査学会

② ①の指導・助言の下で検査を実施する場合は、①が検査者として適当であると認めた医師又は技師であること。

(2) 二次検査

① 次のいずれかの学会の専門医であること。ただし、常勤、非常勤は問わない。

超音波検査	日本甲状腺学会、日本甲状腺外科学会、日本内分泌外科学会、日本超音波医学会
穿刺吸引細胞診	日本臨床細胞学会

② 甲状腺検査の支援7学会により構成される「甲状腺検査専門委員会診断基準等部会」が①と同等の資格を有すると認めた者であること。

Q 3 超音波検査に特別な機器は必要か？

A 超音波検査の質を担保するため、検査に使用する機器には次の条件を付させていただきます。お手元の機器のご確認をお願いいたします。

(1) 一次検査

- ・ 周波数 10MHz 以上のプローブを備えていること。
- ・ DICOM 規格で画像が保存できること。
- ・ カラードプラ機能を備えていること。
- ・ 動画が保存可能であること。
- ・ 保存したデータをメディアに取り出せること。

(2) 二次検査

- ・ 周波数 10MHz 以上のプローブを備えていること。
- ・ DICOM 規格で画像が保存できること
- ・ カラードプラ機能を備えていること。
- ・ 動画が保存可能であること。
- ・ 保存したデータをメディアに取り出せること。

Q 4 血液検査及び尿検査の検査項目は何か？

A 血液検査及び尿検査の検査項目は次のとおりです。なお、検体の分析は福島医大の指定する検査機関において実施します。

(1) 血液検査

- ・ TSH (甲状腺刺激ホルモン)
- ・ FT-3 (遊離トリヨードサイロニン)
- ・ FT-4 (遊離サイロキシシン)
- ・ Tg (サイログロブリン)
- ・ Tg-A b (抗サイログロブリン抗体)
- ・ TPO-A b (抗甲状腺ペルオキシダーゼ抗体)

(2) 尿検査

- ・ 尿中ヨウ素

Q 5 穿刺吸引細胞診はどのような場合に実施するか？

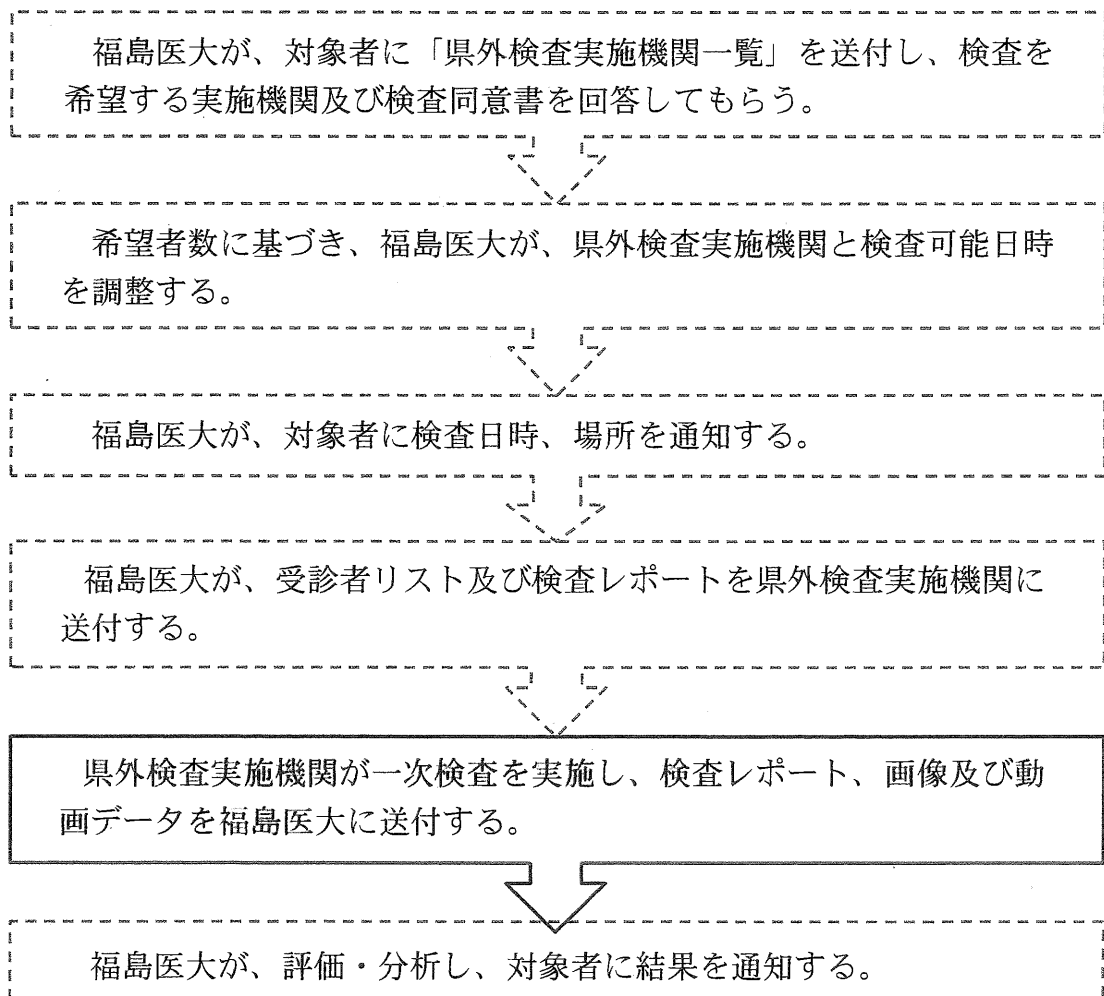
A 二次検査において詳細な超音波検査の結果、良性か悪性かを定めるために、結節性病変から細胞を吸引する穿刺吸引細胞診を行っていただく場合があります。

穿刺吸引細胞診を行うべきかどうかは、福島医大において二次検査のデータを確認のうえ判断させていただきます。

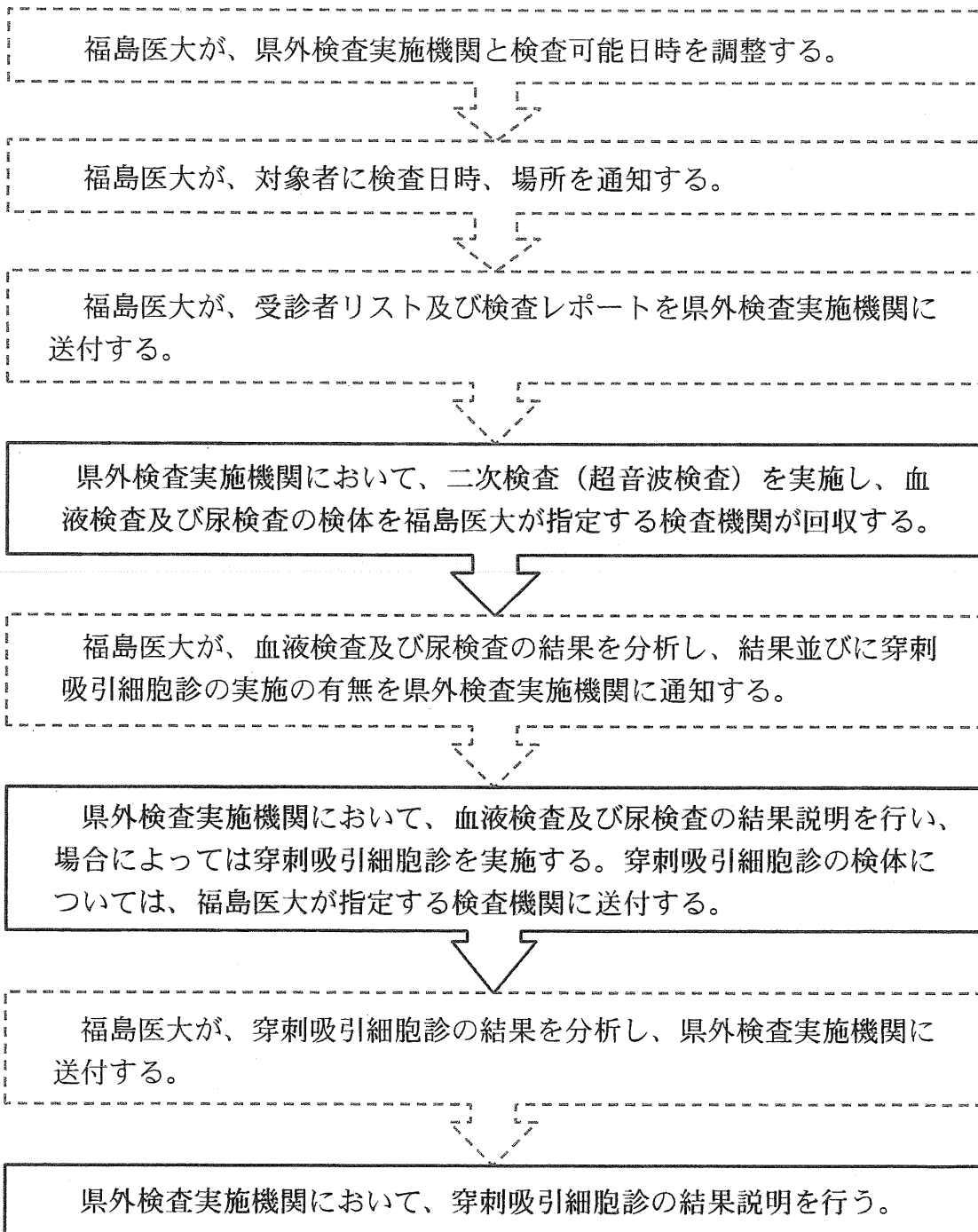
Q 6 検査はどのような流れになるのか？

A 検査の流れは次のとおりとなります。なお、県外検査実施機関に実施していただく事項は赤字で記載しました。

(1) 一次検査



(2) 二次検査



Q7 福島県内で既に実施している検査では、一次検査終了者のうち、どの程度二次検査を実施しているか？

A 二次検査を実施する対象者はごく少数です。

Q8 二次検査は、当該受診者が一次検査を受診していない医療機関でも実施することがあるか？

A 二次検査が必要になった受診者には、改めて受診を希望する医療機関を照会しますので、貴施設において一次検査を実施していない受診者であっても、二次検査のみお願いすることがあります。

3 検査の結果に関すること

Q1 一次検査終了後、どのくらいの期間で結果が通知されるのか？

A おおむね1～2ヶ月で受診者に結果を通知します。

Q2 二次検査を実施した医療機関は、二次検査の結果説明を実施するとされているが、一次検査については検査結果を知ることはできないのか？

A 二次検査を実施する際には、一次検査の結果をお伝えします。一次検査のみの受診者の検査結果についてはお伝えいたしません。

4 検査実施後の対応に関すること

Q1 検査スケジュールでは、「20歳までは2年ごと、それ以降は5年ごとに検査を行う」とあるが、対象者は検査をする医療機関を変更できるのか。

A 対象者には、検査ごとに受診を希望する医療機関を照会するため、変更することは可能となっています。

Q2 医療機関を変更する場合、紹介状は必要か？必要である場合、紹介状の発行に係る費用は自己負担となるか？

A この検査は、通常受診とは異なる位置づけで考えており、対象者の希望に応じて受診する医療機関を決定します。医療機関を変更する場合でも、紹介状は不要であるという取り扱いをしていただきますようお願いいたします。

Q3 検体はどのように送付するか？

A 福島医大の委託する事業者が回収する予定です。

Q4 検査レポート、画像及び動画データはどのように送付するか？

A 郵送で送付していただきますようお願いいたします。

Q4 当機関で検査レポート、画像及び動画データを保存することは可能か？また、それを学会等で使用することは可能か？

A 検査レポートや、画像及び動画データは、検査の実施に必要な範囲のみで保存することとし、それ以外の用途には使用しないいただきますようお願いいたします。また、個人情報の取り扱いについても充分にご注意ください。

5 検査費用に関すること

Q 1 検査費用は受診者が負担するのか？

A 一次検査及び二次検査の検査費用は福島医大が負担し、検査に係る受診者の自己負担はないものとします。ただし、医療機関までの移動に係る費用（交通費、駐車場代等）、検査後の経過観察や治療に係る費用については自己負担となります。

Q 2 受診者から交通費等を請求された場合は、どのように対応するのか？

A 受診者には、検査以外に負担する費用は自己負担となる旨を事前に通知します。万が一費用請求があった場合は、再度その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

Q 3 福島医大が負担する検査費用は、一人あたりいくらか？

A 同封しました「県外における福島県県民健康管理調査「甲状腺検査」交付金要綱」の別表をご覧ください。

Q 4 検査費用はどのように請求するのか？また、請求後どのくらいの期間で交付金が交付されるのか？

A 検査実施後、同封しました「県外における福島県県民健康管理調査「甲状腺検査」交付金要綱」に規定された交付金交付申請書に必要事項をご記入の上、福島医大に請求してください。申請書受領後、1ヶ月以内に交付金を交付します。

Q 6 検査終了後、機器等の故障によりデータが消失し、再検査が必要となった場合はどのように対応するのか？また、その際の費用負担はどのようになるのか？

A 貴施設の機器等の故障によりデータが消失した場合は、貴施設から受診者にご連絡いただき、再検査を実施する旨をお伝えください。この場合において再度交通費等が発生したとしても、検査費用以外に係る費用は自己負担となりますのでご留意願います。

なお、交付金については、検査人数を基に決定しますので、再検査を実施した場合でも1名として申請してください（再検査のため2回検査する場合でも、交付金申請の際は1名として申請してください）。

6 その他

Q1 当施設のセキュリティポリシーにより、個人情報を含むデータのUSB等へのコピーは制限されるが、この場合はどうするのか？

A 貴施設のセキュリティポリシーに則り、データを暗号化等により処理していただいた後、コピーしていただきたくお願いします。暗号化等の解除方法については、別途メール等でお知らせください。